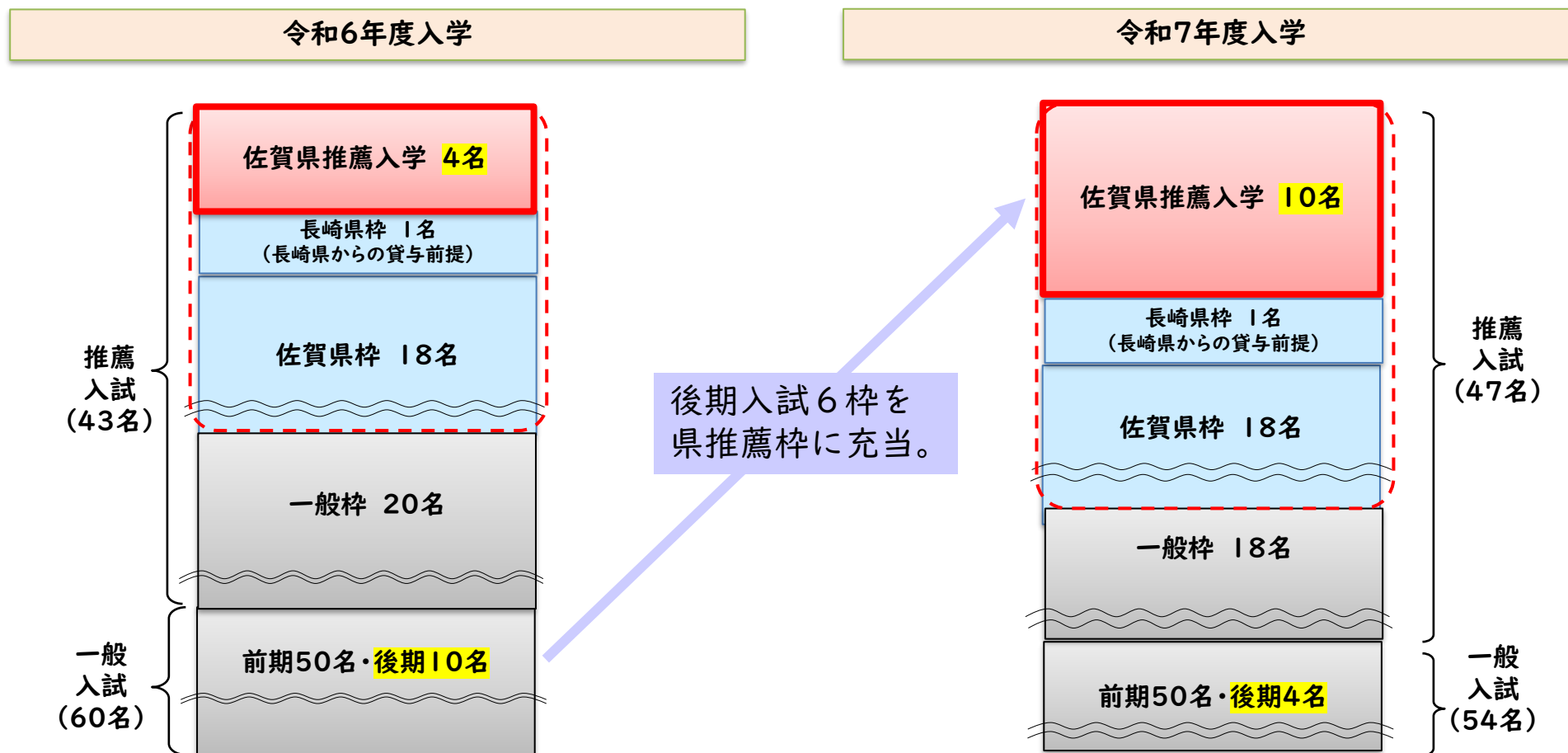


佐賀大学医学部医学科佐賀県推薦入学特別選抜 及び医学部臨時定員について

佐賀県健康福祉部医務課
医療人材政策室
令和6年8月26日

佐賀大学医学部医学科佐賀県推薦入学特別選抜の募集定員について

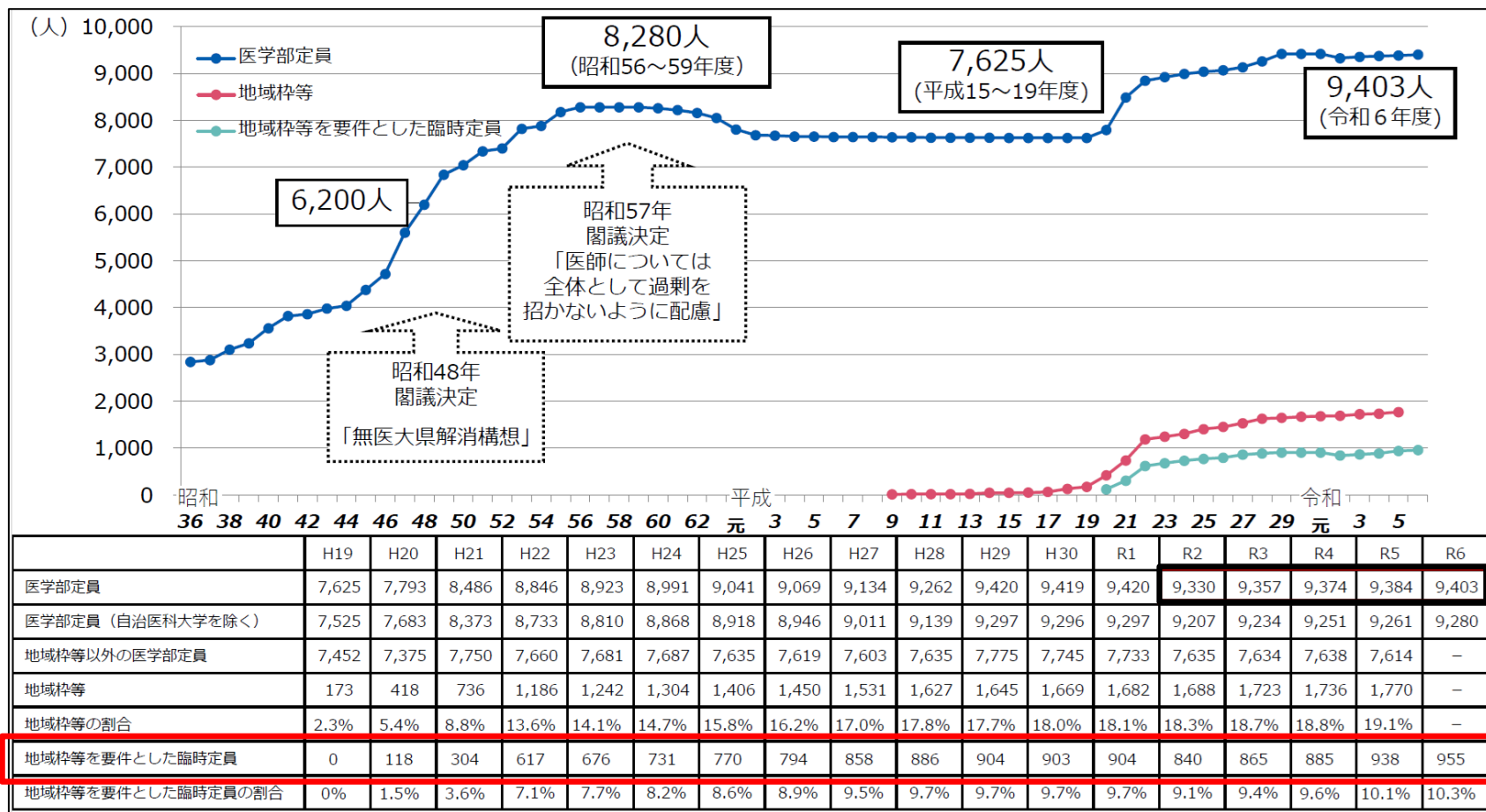
- ◆ 佐賀県と佐賀大学による協議の上、より佐賀県に残る可能性の高い人材を選抜する方向で入試制度の変更を検討。
- ◆ 令和7年度入試より、佐賀県推薦入学特別選抜の募集定員を 4名から10名に増員 することとした。6名の増員分は後期入試の枠より充当する。



医学部臨時定員とは

医師偏在是正を目的として、都道府県が学生に奨学金を貸し付けることを前提に認められている臨時的に増員された医学部定員。

増員期間は、当初は平成31年度までであったが、その後逐次延長され、今に至っている。



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
医学部定員	7,625	7,793	8,486	8,846	8,923	8,991	9,041	9,069	9,134	9,262	9,420	9,419	9,420	9,330	9,357	9,374	9,384	9,403
医学部定員（自治医科大学を除く）	7,525	7,683	8,373	8,733	8,810	8,868	8,918	8,946	9,011	9,139	9,297	9,296	9,297	9,207	9,234	9,251	9,261	9,280
地域枠等以外の医学部定員	7,452	7,375	7,750	7,660	7,681	7,687	7,635	7,619	7,603	7,635	7,775	7,745	7,733	7,635	7,634	7,638	7,614	-
地域枠等	173	418	736	1,186	1,242	1,304	1,406	1,450	1,531	1,627	1,645	1,669	1,682	1,688	1,723	1,736	1,770	-
地域枠等の割合	2.3%	5.4%	8.8%	13.6%	14.1%	14.7%	15.8%	16.2%	17.0%	17.8%	17.7%	18.0%	18.1%	18.3%	18.7%	18.8%	19.1%	-
地域枠等を要件とした臨時定員	0	118	304	617	676	731	770	794	858	886	904	903	904	840	865	885	938	955
地域枠等を要件とした臨時定員の割合	0%	1.5%	3.6%	7.1%	7.7%	8.2%	8.6%	8.9%	9.5%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.1%	9.4%	9.6%	10.1%	10.3%

厚労省 第2回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会（R6.2.26）資料より

非公表

国に対する要望書の提出について

- 今回臨時定員が減員されることとなった医師多数県有志の連名により、厚生労働大臣に対し、下記の事項を求める要望書（「真に医師不足にある地方を救う大都市部から地方への実効性のある医師偏在対策を求める要望書」）を提出。
（令和6年8月19日）

【要望事項】

- 「医師多数」とレッテルを貼る地方部にあっては、特に中山間地域や離島では医師の高齢化が進むとともに、政策医療を担う若手医師が急速に減少し、必要な診療科の医師も確保できない実態がある。偏在是正のために医学部定員を見直すとしても医師不足の地方部の臨時定員を削減するのではなく合理的な対策を検討すべきであり、地域それぞれの必要な医療体制を守ること。また、偏在是正にあたっては医師多数県や少数県といった区分けにより一律に行うのではなく、最新のデータに基づき、地域の実情を詳細に分析・認識した上で、地方としっかりと協議を行いながら進めること。
- 医師の専門分化や医師の高齢化の進展、女性医師の増加、医師の働き方改革の影響等を十分踏まえ、必要医師数を再検証し、今後も医療需要の高まりが見込まれる中、どの地域にあっても、地域住民の健康が守られるよう、実質的に医師が確保できる、大胆に踏み込んだ仕組みをつくること。
- 診療科の偏在については、国が責任を持って実効性のある対策を講じること。

（有志都道府県）

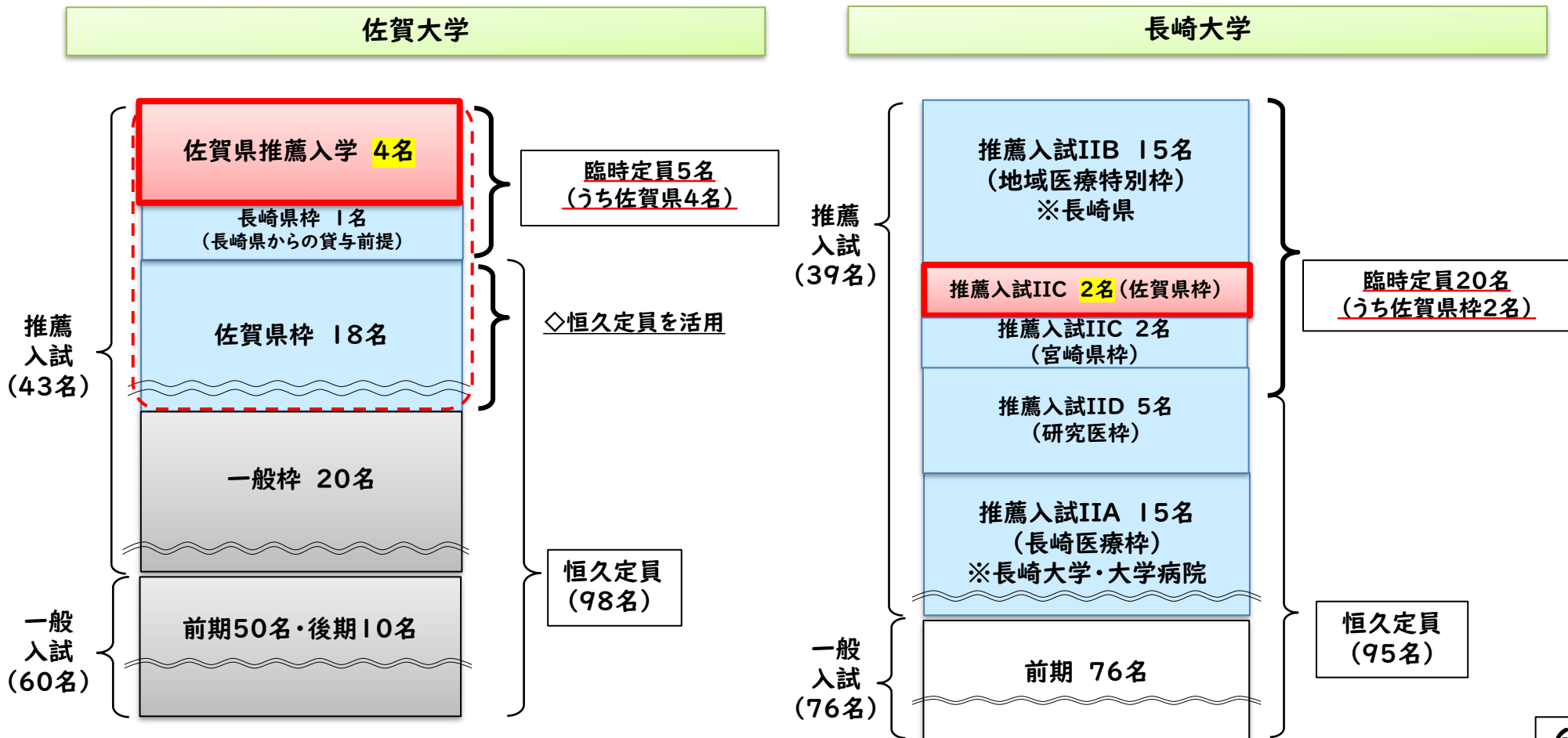
石川県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、
高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、沖縄県

令和7年度の医学部臨時定員の取り扱い

【参考】令和6年度第4回 (R5.12.19開催)
地域医療対策協議会資料

- 地域枠に係る医学部臨時定員は、国において全国的な減員を検討されているが、令和7年度までは令和2～6年度と同様の取扱いとすることが決定された。
- 令和7年度の本県における臨時定員は、令和2～6年度と同様に、佐賀大学4名・長崎大学2名を国に申請したい。(なお、佐賀大学の佐賀県推薦入学の定員については、別途同大学と協議中。)
- 令和8年度の地域枠定員は、恒久定員で措置することが望ましいとされており、今後大学と協議を行っていく。

【参考】令和6年度臨時定員



医学部臨時定員の配分の具体的対応について

- 各都道府県の医学部臨時定員の意向については、具体的には、以下の方針で配分することでどうか。

令和7年度の医学部臨時定員の意向の配分・調整方法について（案）

各都道府県の令和6年度臨時定員地域枠数を基準として、以下①～③の順で調整を行う

① 医師多数県の意向の調整

医師多数県については、医師少数県・中程度県と比較して、臨時定員として地域枠を確保する必要性が低い一方で、大幅な変更は教育・研修・診療体制への影響等も考えられることから、その臨時定員については、原則として令和6年度臨時定員地域枠に0.8を乗じたものとした上で、③の調整を行う。

② 医師少数県の意向の調整

医師少数県については、医師多数県・中程度県と比較して、現状の医師が少ないだけでなく、若手医師についても少ない傾向があることから、臨時定員地域枠の要件を満たしつつ、教育・研修体制が維持される範囲内で、医師多数県から削減等した定員数分を活用して、原則、令和6年度比増となる意向がある場合には、意向に沿った配分を行う。

③ 残余臨時定員数の意向の調整

①②の対応を行った上で、臨時定員総数が令和6年度臨時定員総数に達していない場合には、その範囲内において※

- － 恒久定員100名あたり、恒久定員内地域枠を4名以上設置している等、更なる県内の偏在是正が必要な都道府県については、
 - ・ 医師多数県では、例えば令和6年度臨時定員地域枠の一割等、一部の意向を復元する
 - ・ 医師少数区域のある医師中程度県では、令和6年度比増となる意向がある場合、医師少数区域等に従事する枠となっているか等、地域枠の趣旨の範囲内で配分を行う
- － 臨時定員研究医枠の令和6年度比増希望がある場合には、その趣旨の範囲内で配分を行う。

※ 配分を行うにあたっては、臨時定員地域枠の要件を満たした上で、必要に応じて教育・研修体制、医師少数区域への地域枠医師の配置状況や診療科選定の状況、若手の医師数、医師偏在指標の多寡、過年度の臨時定員地域枠充足率等についても考慮する。